家庭内暴力被害者の権利および支援のご案内

緊急臨時措置	いつ: 家庭内暴力犯罪が再発するおそれがあり、緊急を要する場合 支援内容: ① 住居などからの加害者の隔離 ② 電話・メール等による接近禁止 ③ 被害者・家族構成員・住居・職場から100メートル以内の接近禁止 申請方法: 警察官に申請
臨時措置	いつ: 家庭内暴力犯罪が再発するおそれがある場合 支援内容: ① 住居などからの加害者の隔離 ② 電話・メール等による接近禁止 ③ 被害者・家族構成員・住居・職場から100メートル以内の接近禁止 ④ 既存の臨時措置に違反した場合、留置場(または拘置所)への収容 ⑤ 裁判官の職権により相談所への相談委託 ⑥ 裁判官の職権により医療機関への治療委託 申請方法: 被害者が警察官に申請 → 警察官が検察官に請求 → 裁判所が決定
被害者保護命令	いつ: 家庭内暴力被害者に対する保護措置が必要な場合 支援内容: ① 住居などからの加害者の隔離 ② 電話・メール等による接近禁止 ③ 被害者・家族構成員・住居・職場から100メートル以内の接近禁止 ④ 親権行使の制限 ⑤ 面会交流権の制限 申請方法: 警察などの捜査機関を経由せず、被害者が直接家庭裁判所に申請
身辺保護措置	いつ: 家庭内暴力被害者に対する保護措置が必要な場合 支援内容: ① 保護・治療施設への引き渡し ② 被害者の居住地周辺の巡回 ③ 裁判所出廷・帰宅または面会交流権行使時の同行 申請方法: 被害者または法定代理人が家庭裁判所に要請
家庭保護事件	制度案内: 加害者に対して懲役・罰金などの刑事処罰に代えて、暴力性の矯正・治療を 目的として保護処分を受ける制度で、保護処分の種類は以下のとおりです。 保護処分: ① 加害者の接近制限 ② 電話・メール等による接近禁止 ③ 保護観察 ④ 感化委託 ⑤ 社会奉仕・講習命令 ⑥ 親権行使の制限 ⑦ 治療委託 ⑧ 相談委託

相談・支援機関との連携のための個人情報収集・利用および第三者提供に関する同意

個人情報の収集および利用					
収集する個人情報の項目	氏名、生年月日、連絡先、住所、申告内容、処理結果				
利用目的	相談および支援機関との連携				
個人情報の保有期間	相談・支援終了時まで				
個人情報の利用に同意しないこともできますが、その場合、相談支援連携が難しくなることがあります。					

個人情報の収集・利用に同意しますか? □ 同意する □ 同意しない

第三者提供に関する同意					
提供先	相談・支援機関(警察、相談所、医療機関 等)				
提供する項目	氏名、生年月日、連絡先、住所、申告内容、処理結果				
利用目的	被害者支援および関係機関との連携				
個人情報の保有期間	相談・支援終了時まで				
第三者提供への同意を拒否することも可能ですが、その場合、一部の支援が受けられない場合があります.					

個人情報の収集・利	用に同意	します	か?	□ 同意する	□ 同意しない
112通報番号	年	月	日		

被害者氏名 (生年月日): 連絡先: (署名)

作成警察官 所属 階級 氏名